

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱

令和6年1月25日

宇佐市告示第18号

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、市民による省エネ家電の導入を促進することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民のエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、エネルギー起源CO₂の排出量を低減させ、地球温暖化防止に寄与することを目的に、予算の範囲内で宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇佐市補助金交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 省エネ家電 日本産業規格C9901において、機器ごとに経済産業大臣が定めた最新の年度に基づく省エネルギー基準達成率が、100パーセント以上のもの
- （2） エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に定めるエアコンディショナーをいう。
- （3） 冷蔵庫 令第18条第10号に定める電気冷蔵庫をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、省エネ家電に該当するエアコン又は冷蔵庫（以下「補助対象設備」という。）を購入する事業とする。

2 前項に定めるもののほか、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 購入日時点で新品であるものであること。
- （2） 令和6年3月1日以後に購入したものであること。
- （3） 市内に所在する店舗又は事業所において購入したものであること。
- （4） 自らの居住の用に供され、又は供される予定の市内の住宅（以下「対象住宅」という。）に設置したものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、対象住宅に設置する補助対象設備を購入する者又はその者と同一世帯に属する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1） 補助金の申請の時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (3) 市税を滞納していない者。
- (4) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の本体の購入に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、購入する補助対象設備1基に係る費用に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象設備の購入に関し、国、県その他の機関から同様の趣旨の助成金等の交付を受ける場合は補助対象経費の額から当該助成金等の額の総額を控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、その額が次の各号に掲げる補助対象設備に応じた額を超えるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) エアコン 50,000円
- (2) 冷蔵庫 30,000円

- 2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 世帯員全員の氏名が記載された住民票の写し（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 市税の滞納のない証明（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの。ただし、当該書類以外の書類のみによって、当該事項のいずれかを確認することができる場合にあっては、併せてその書類を提出しなければならない。
 - ア 購入日
 - イ 購入した店舗又は事業所（市内に所在する店舗又は事業所に限る。）
 - ウ 購入製品の型番
 - エ 購入費用及びその内訳

- (4) メーカーが発行する保証書の写し（型番が記載されているものに限る。）
 - (5) 設置後の状況が分かるカラー写真
 - (6) 補助対象設備を設置した住宅の位置図
 - (7) 第8条に定める調査等の実施に係る承諾書（様式第2号）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、令和7年2月28日までに行わなければならない。
- 3 申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

（調査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（交付の決定等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（協力の要請）

第11条 市長は、補助事業者に対して、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 補助対象設備の使用状況等に関するアンケートの提出
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 補助事業者は、前項による協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（補助事業者の責務）

第12条 補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって補助対象設備等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助対象設備を購入した日から起算して5年を経過する日までの間に当該補助対象設備を売却し、譲渡し、交換し、又は貸し付けをしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次項の規定により市長に届け出た場合は

この限りでない。

- 2 補助事業者は、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により、補助対象設備等が破損し、又は滅失した場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による承認をしたときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年3月1日から施行する。
- (失効)
- 2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定に基づき、補助金の交付決定を受けたものについては、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

宇佐市長

宛て

〒
住所
氏名
電話番号

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金の交付を受けたいので、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱第7条1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請し、報告します。

購入日	年 月 日	購入製品	エアコン ・ 冷蔵庫
購入店名			
メーカー		型番号	

補助金の額	本体購入価格（税抜）	円 (A)
	本体価格（税抜）－値引額	※付属品、工事費、配送料、消費税及び地方消費税等は対象外です。
	他からの補助金等の額	円 (B)
	(A) － (B)	円 (A) － 円 (B) = 円 (C)
	(C) × 1/2	円 (C) × 1/2 = 円 (D)
	1,000円未満切捨て額	, 000円 (E)
	補助金限度額	エアコン 50,000円 冷蔵庫 30,000円 (F)
補助金申請額 (E) 又は (F) のいずれか少ない額	円	

【暴力団関係者に関する誓約】

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2)暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (3)暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (4)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式第2号（第7条関係）

承 諾 書

年 月 日

宇佐市長 宛て

住所

氏名

電話番号

このたび、私が申請した宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金の交付に係る審査、当該補助金の交付を受けた後の当該補助対象設備等の財産処分の状況の把握、その他当該補助金の事務手続きのため、宇佐市が必要に応じて関係事業者に対して調査・照会を実施することを承諾します。

様式第3号（第9条関係）

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

年 月 日付けで申請があった宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金については、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件 宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第9条関係）

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

年 月 日付けで申請があった宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金については、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により不交付することに決定したので通知します。

1 理由

様式第5号（第10条関係）

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付請求書

年 月 日

宇佐市長 宛て

住所

氏名

電話番号

年 月 日付け、第 号で交付決定のありました宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金の交付を受けたいので、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

●振込先口座

金融機関名	_____ 銀行・信用組合・信用金庫・労働金庫・農協 _____ 支店						
口座	普通預金	口座番号					
フリガナ							
名義人 (補助金申請者に限る。)							

【注意事項】

◎補助金申請者名義以外の口座にはお振り込みできません。

様式第 6 号（第 14 条関係）

宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

年 月 日付けで決定した宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金については、宇佐市脱炭素促進グリーン設備（省エネ家電）設置補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により取消しを決定したので通知します。

1 理由

2 取消内容

3 補助金返還額 円

4 補助金返還期限 年 月 日